公共工事の中間前金払に関するQ&A

Q1 中間前金払制度のメリットは?

A 部分払と比較すると、中間前金払の認定は書面による審査であり、支払いに関する事務手続きが大幅に簡素化することができます。

しかしながら、中間前金払は次の支払い要件を満たすことが必要になるほか、請求時に保証事業会社の保証証書を提出する必要があります。

< 支払い要件 >

既に前金払を受けていること。

工期の2分の1を経過していること。

工程表で2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

既に行われた作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 2 工程表に比べ作業が遅れているが、中間前金払の請求はできますか?

A 01の回答で明示している支払い条件を満たせば、請求することは可能です。

Q3 中間前金払の認定に必要な書類は?

A 認定請求書(様式第1号)及び工事履行報告書(様式第2号)を発注者に提出する必要があります。なお、出来高の数値の根拠が不明な場合は、根拠となる資料の提示を求められることがあります。

Q4 中間前金払の支払いまでの期間は?

A 中間前金払の認定請求書が提出された場合、発注者は7日以内に調査を行い、妥当と認められるときは、請負者に認定調書を交付することとなっています。

なお、支払いについては、中間前金払の支払い請求書を受理した日から14日以内に支払いを行うことになっています。